年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会 平成29年12月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700308号 厚生局事案番号 : 東北(国)第1700020号

第1 結論

昭和54年4月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和54年7月10日までの間は国民年金保険料を納付していた。しかし、国の記録では、請求期間の保険料は還付され、国民年金の未加入期間とされている。私は還付手続や還付金を受領した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るB県C市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、納付記録の昭和54年4月から同年6月までの欄に「54.7.31 3ヶ月分」の記載が確認できる。

また、請求者が保管する年金手帳、請求者が昭和54年8月にC市から転入した D県E市において作成された請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿) 及びオンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の喪失年月日は昭和 54年4月13日と記録されていることが確認でき、請求期間は国民年金の未加入期間とされている。

さらに、上記E市の被保険者名簿及び請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、請求期間の国民年金保険料が納付された記録及び請求期間の保険料が昭和54年11月に還付された記録が確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間において、A社に勤務していた旨陳述しているところ、事業所記号番号払出簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保

険の適用事業所となったのは昭和 54 年 7 月 1 日であることが確認できることから、 請求期間は、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得することはできない 上、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求者が同 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは同年 7 月 10 日であること が確認できる。

また、オンライン記録及び紙台帳検索システムによる氏名検索において、請求者が昭和54年4月13日に被用者年金制度に加入した記録は確認できず、ほかに国民年金の被保険者資格を喪失し、請求期間の国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

これらのことから、請求期間は強制加入被保険者として国民年金の被保険者となるべき期間であり、国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、請求期間について保険料の納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700290号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700045号

第1 結論

請求期間④について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成9年8月1日から同年7月11日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

請求期間④については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行して いないと認められる。

請求期間①について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年 月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年 月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年 月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年 月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年 月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年7月1日から同年8月1日まで

- ② 平成6年10月1日から同年11月7日まで
- ③ 平成6年12月13日から平成7年1月1日まで
- ④ 平成9年7月11日から同年8月1日まで
- ⑤ 平成11年8月1日から同年11月10日まで

⑥ 平成12年2月20日から同年3月21日まで

請求期間①について、国の記録では、B社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成6年8月1日となっているが、同年7月1日から同社に勤務していたので、同日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②及び③について、C社に平成6年10月1日から同年12月31日まで勤務していたが、国の記録では、同社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成6年11月7日、喪失年月日が同年12月13日となっているので、同年10月1日を資格取得年月日、平成7年1月1日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間④について、国の記録では、A社の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が平成9年8月1日となっているが、同年7月11日から同社に勤務していたので、同日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑤について、D社に勤務していたが、国の記録では、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間⑤を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑥について、国の記録では、E社の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が平成12年3月21日となっているが、同年2月20日から同社に勤務していたので、同日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間④について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び請求期間 ④当時の日記並びに雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間④において同社に 継続して勤務し、請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことが認められる。

また、請求期間④の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間④に係る標準報酬月額については、請求者から提出された平成9年8月分の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元取締役であり、社会保険事務担当であったとされる元事業主の妻は、請求期間④について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険

事務所(当時)に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、元事業主は、請求期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間①の一部においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は既に破産により解散していることが確認できる上、オンライン記録によると、請求期間①当時の代表取締役及びその他の役員は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の前後1年以内に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる13人(請求者を含む)に係る雇用保険の加入記録によると、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日よりも前に雇用保険の被保険者資格を取得している者が請求者を含め7人確認できる上、請求期間①に同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち所在が確認できた11人に対して照会したところ、回答があった8人のうち4人は、同社では試用期間や見習期間など入社後すぐには厚生年金保険に加入させない期間があった旨回答していることから、請求期間①当時、同社では、必ずしも入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者から提出されたB社に係る平成6年8月度及び同年9月度の給与支給明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、当該明細書から同社の給与支給日は翌月3日であることが確認できる上、前述の同僚からの回答を踏まえると、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったと考えられることから、控除されている厚生年金保険料は、平成6年8月及び同年9月の厚生年金保険料であると考えられる。

請求期間②及び③について、C社は、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者は同社F工場に勤務していた旨回答しているものの、請求期間②及び③の資料は保存期間経過により廃棄しているため、請求者の請求期間②及び③の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、C社が請求期間②及び③当時加入していたG厚生年金基金における請求者の加入員資格取得年月日は平成6年11月7日、喪失年月日は同年12月13日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録により、平成5年10月以降にC社において厚生年金保 険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち請求期間②又は③に厚 生年金保険の被保険者記録があり、所在が確認できた12人に対して照会したところ、2人から回答があったが、請求者の同社における勤務実態について具体的な回答は得られなかった。

加えて、請求者から提出されたC社に係る平成6年11月分の給与支給明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同社は、給与の締め日は毎月25日、支払日は当月末日であり、厚生年金保険料の控除は当月控除である旨回答していることから、控除されている厚生年金保険料は、同年11月の厚生年金保険料であると推認できる。

請求期間⑤について、請求者から提出された請求期間⑤当時の日記によると、請求者は請求期間⑤のうち平成11年8月23日から同年10月1日までの期間についてD社に勤務していたことがうかがえるところ、請求者について同社は、保存期間経過により資料を保管していないため勤務期間は不明であるが、同社に勤務していた旨回答している。

しかしながら、D社は、請求期間⑤当時は2か月程度の試用期間を設けており、 請求者については1か月前後程度で辞めてもらったため、社会保険には加入させて いないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届の届出は行っておらず、 請求期間⑤に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

また、オンライン記録によると、D社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録により、請求期間⑤にD社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者(事業主家族を除く)のうち所在が確認できた14人に対して照会したところ、回答があった9人のうち3人は、請求者は同社に勤務していた旨回答しているものの、勤務実態について具体的な回答は得られなかった。

請求期間⑥について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、E社H営業所における被保険者資格を平成12年3月21日に取得し、同年5月19日に離職していることが確認でき、オンライン記録と符合している。

また、E社から提出された請求者に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、資格取得の年月日は平成12年3月21日で届出されていることが確認できる上、同社から提出された同社が社会保険の管理で使用していたとする電算記録「社員個人情報」及び同社が加入するI健康保険組合から提出された資料によると、請求者の資格取得日は同年3月21日、喪失日は同年5月20日とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録により、平成12年2月又は同年3月にE社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、請求期間⑥に被保険者記録が確認できる者のうち、同社における被保険者期間が12月以内であり、同社H営業所に勤務していた可能性がある者で、所在が確認できた17人に対して照会したところ、6人から回

答があったが、請求者の勤務実態について具体的な回答は得られなかった。

加えて、E社は、請求者について、有期契約として採用していたと考えられるが、 詳細は不明である旨回答しており、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生 年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②、③、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者 が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 厚生局受付番号 : 東北(受)第1700292号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700046号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を請求期間①は15万円、請求期間②は40万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年8月11日

② 平成21年8月10日

請求期間①及び②においてA社から支払われた賞与について、厚生年金基金の記録はあるものの国の記録は無いことが分かった。

B社には震災のため資料が残っていないが、厚生年金基金が保管する請求期間 ①及び②に係る加入員賞与標準給与支払届の写しを提出するので、請求期間①及 び②の賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、B社の回答、同社の社会保険関係事務担当者の陳述、請求期間①に係るC厚生年金基金が保管するA社から同厚生年金基金に提出された加入員賞与標準給与支払届(以下「加入員賞与標準給与支払届」という。)及びD市から提出された同僚に係る「平成18年度市民税県民税課税状況回答書」により推認できる厚生年金保険料控除の状況により、請求者は、請求期間①において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

請求期間②については、B社の回答、請求期間②に係る加入員賞与標準給与支払届、請求者が保管する請求期間②に係る給与支払明細書、同社の税務事務を受託している税理士事務所が保管する「諸給与支払内訳明細書」(以下「内訳明細書」という。)及び「平成21年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿によれば、請求者は、請求期間①及び②において同社の取締役に就任していることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②において社会保険事務は担当していなかった旨回答している上、請求期間①及び②において代表取締役であった者は、自身が社会保険事務を行っていた旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保 険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることか ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記請求期間①に係る加入員賞与標準給与支払届により確認できる賞与支給額から 15 万円、請求期間②に係る標準賞与額については、請求者が保管する請求期間②に係る給与支払明細書、上記税理士事務所が保管する内訳明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与支給額から 40 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700295号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700047号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を請求期間①は31万円、請求期間②は37万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年8月11日

② 平成21年8月10日

③ 平成21年1月1日から同年7月1日まで

請求期間①及び②においてA社から支払われた賞与について、厚生年金基金の 記録はあるものの国の記録は無いことが分かった。また、請求期間③について、 国の記録では平成21年1月から標準報酬月額が減額改定されているが、厚生年 金基金の記録では同年7月から減額改定されており、改定の時期が違っている。

B社には震災のため資料が残っていないが、厚生年金基金が保管する請求期間 ①及び②に係る加入員賞与標準給与支払届及び請求期間③に係る加入員報酬標 準給与月額変更届の写しを提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録し、請 求期間③の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、B社の回答、同社の社会保険関係事務担当者の陳述、請

求期間①に係るC厚生年金基金が保管するA社から同厚生年金基金に提出された加入員賞与標準給与支払届(以下「加入員賞与標準給与支払届」という。)及びD市から提出された請求者に係る「平成18年度市民税県民税課税状況回答書」により推認できる厚生年金保険料控除の状況により、請求者は、請求期間①において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②については、B社の回答、請求期間②に係る加入員賞与標準給与支払届、同社の税務事務を受託している税理士事務所が保管する「諸給与支払内訳明細書」(以下「内訳明細書」という。)及び「平成21年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保 険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることか ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記請求期間①に係る加入員賞与標準給与支払届により確認できる賞与支給額から31万円、請求期間②に係る標準賞与額については、上記税理士事務所が保管する内訳明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与支給額から37万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間③について、B社には、請求期間③に係る関係資料が残っておらず届出の状況が不明である。

しかしながら、E年金事務所が保管するA社から平成21年1月9日に提出された厚生年金保険被保険者月額変更届によれば、請求者に係る標準報酬月額は平成20年10月から同年12月までに支払われた給与を随時改定の基礎として届出されたことから平成21年1月が改定年月とされており、当該記録はオンライン記録と一致する。

また、請求期間③のうち平成 21 年 2 月、同年 3 月及び同年 5 月については、上

記源泉徴収簿により確認できる総支給金額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額になるものの、当該源泉徴収簿及び同僚が保管する平成21年の給与に係る給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除の状況により推認できる請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額になる。

以上のことから、請求期間③については厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700296号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700048号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を請求期間①は24万円、請求期間②は36万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年8月11日

② 平成21年8月10日

③ 平成21年1月1日から同年7月1日まで

請求期間①及び②においてA社から支払われた賞与について、厚生年金基金の 記録はあるものの国の記録は無いことが分かった。また、請求期間③について、 国の記録では平成21年1月から標準報酬月額が減額改定されているが、厚生年 金基金の記録では同年7月から減額改定されており、改定の時期が違っている。

B社には震災のため資料が残っていないが、厚生年金基金が保管する請求期間 ①及び②に係る加入員賞与標準給与支払届及び請求期間③に係る加入員報酬標 準給与月額変更届の写しを提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録し、請 求期間③の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、B社の回答、同社の社会保険関係事務担当者の陳述、請

求期間①に係るC厚生年金基金が保管するA社から同厚生年金基金に提出された加入員賞与標準給与支払届(以下「加入員賞与標準給与支払届」という。)及びD市から提出された同僚に係る「平成18年度市民税県民税課税状況回答書」により推認できる厚生年金保険料控除の状況により、請求者は、請求期間①において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②については、B社の回答、請求期間②に係る加入員賞与標準給与支払届、同社の税務事務を受託している税理士事務所が保管する「諸給与支払内訳明細書」(以下「内訳明細書」という。)及び「平成21年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保 険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることか ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記請求期間①に係る加入員賞与標準給与支払届により確認できる賞与支給額から24万円、請求期間②に係る標準賞与額については、上記税理士事務所が保管する内訳明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与支給額並びに当該内訳明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間③について、B社には、請求期間③に係る関係資料が残っておらず届出の状況が不明である。

しかしながら、E年金事務所が保管するA社から平成21年1月9日に提出された厚生年金保険被保険者月額変更届によれば、請求者に係る標準報酬月額は平成20年10月から同年12月までに支払われた給与を随時改定の基礎として届出されたことから平成21年1月が改定年月とされており、当該記録はオンライン記録と一致する。

また、請求期間③のうち平成21年2月、同年3月及び同年5月については、上記源泉徴収簿により確認できる総支給金額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額になるものの、当該源泉徴収簿及び同僚が保管する平成21年の給与に係る給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除の状況により推認できる請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額になる。

以上のことから、請求期間③については厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700297号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700049号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における平成21年8月10日の標準賞与額を32万円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。 事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年8月10日

② 平成21年1月1日から同年7月1日まで

請求期間①においてA社から支払われた賞与について、厚生年金基金の記録はあるものの国の記録は無いことが分かった。また、請求期間②について、国の記録では平成21年1月から標準報酬月額が減額改定されているが、厚生年金基金の記録では同年7月から減額改定されており、改定の時期が違っている。

B社には震災のため資料が残っていないが、厚生年金基金が保管する請求期間 ①に係る加入員賞与標準給与支払届及び請求期間②に係る加入員報酬標準給与 月額変更届の写しを提出するので、請求期間①の賞与を記録し、請求期間②の標 準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社の回答、請求期間①に係るC厚生年金基金が保管する A社から同厚生年金基金に提出された加入員賞与標準給与支払届、B社の税務事務 を受託している税理士事務所が保管する「諸給与支払内訳明細書」(以下「内訳明細書」という。)及び「平成21年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間①において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保 険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることか ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記税理士事務所が保管 する内訳明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与支給額並びに当該内訳明細 書により確認できる厚生年金保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②について、B社には、請求期間②に係る関係資料が残っておらず届出の状況が不明である。

しかしながら、D年金事務所が保管するA社から平成21年1月9日に提出された厚生年金保険被保険者月額変更届によれば、請求者に係る標準報酬月額は平成20年10月から同年12月までに支払われた給与を随時改定の基礎として届出されたことから平成21年1月が改定年月とされており、当該記録はオンライン記録と一致する。

また、請求期間②のうち平成21年2月、同年3月及び同年5月については、上記源泉徴収簿により確認できる総支給金額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額になるものの、当該源泉徴収簿及び同僚が保管する平成21年の給与に係る給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除の状況により推認できる請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額になる。

以上のことから、請求期間②については厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700312号 厚生局事案番号 : 東北(国)第1700021号

第1 結論

昭和61年4月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年4月から昭和63年3月まで

私は、昭和 61 年 3 月頃、それまで国民年金に加入していなかったことに気づいたため、当時 A市 B地区にあった社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、同年 4 月の国民年金保険料からは後から送られてきた納付書に現金を添えて C銀行 D 支店でその年度中に納付した。

昭和61年3月以前の国民年金保険料については納付していないと思うが、請求期間の保険料については納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年 3 月頃にA市B地区に所在した社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、当時、国民年金の被保険者は、その資格の取得及び喪失に関する事項を市町村長に届け出なければならないとされていた上、日本年金機構E事務センターは、請求期間当時、A市B地区にはF社会保険事務所が所在したが、同事務所では国民年金の加入手続は行っていなかった旨回答していることから、請求者が社会保険事務所において国民年金の加入手続を行ったとする主張は当時の事務の取扱いと符合しない。

また、オンライン記録によれば、請求者は、20歳到達日である昭和53年*月*日に国民年金被保険者の資格を取得し、その後昭和60年4月1日に国民年金被保険者の資格を再取得するまで、複数回厚生年金保険被保険者の資格を取得及び喪失したことにより国民年金被保険者資格の取得及び喪失を繰り返しているところ、これらに係る入力処理は平成元年2月13日に一括して行われていることが確認でき

る上、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)には平成元年1月24日に当該名簿が作成された旨記載されていることが確認でき、請求者の国民年金の加入手続は同年1月頃に行われたものと推認できることから、当該加入手続が行われたと推認できる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、前述の加入手続が行われたと推認できる平成元年1月頃の時点において、 請求期間のうち昭和61年4月から同年11月までの国民年金保険料は時効により納 付することができず、同年12月から昭和63年3月までの保険料は過年度納付が可 能であるものの、請求者は、請求期間の保険料はその年度内に現年度納付した旨陳 述している上、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請 求期間の保険料が納付された記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

加えて、請求期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、請求者に対して 別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番 号払出検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行ったが、請求者に対し て別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700315号 厚生局事案番号 : 東北(国)第1700022号

第1 結論

昭和54年12月から昭和55年9月までの請求期間及び同年10月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年12月から昭和55年9月まで

② 昭和55年10月から昭和61年3月まで

請求期間①については、昭和55年夏頃、自宅に来た年配の男性に国民年金に加入しなくてはならないと言われ、渡された用紙に私と妻の名前を書いた。その男性が2度目に来た際に夫婦二人分の請求期間①の国民年金保険料を約7万円まとめて納付した。

請求期間②については、自宅に担当者の男性が何度も来て、未納になっている 国民年金保険料を納付するよう強く言われたので、昭和 61 年 3 月頃、夫婦二人 分の請求期間②の国民年金保険料を約 73 万円まとめて銀行又は郵便局で納付し た。

しかし、請求期間①及び②が国民年金保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年の夏頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者とその妻の国民年金手帳記号番号は連番で昭和55年6月7日に払い出され、請求者及びその妻に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、いずれの被保険者名簿も同年5月12日に作成されたことが確認できる上、請求者と同日に国民年金手帳記号番号が払い出された者の中には同年4月21日に国民年金の任意加入被保険者資格を取

得している者が複数名確認でき、国民年金の任意加入被保険者は加入手続を行った 日が資格取得年月日となることから、請求者の国民年金の加入手続は同年4月頃又 は同年5月頃に行われたと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

請求期間①及び②について、請求者に係る上記被保険者名簿及びA市から提出された「住民情報システム 国民年金」によれば、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和54年12月1日であることが確認できるが、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

また、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料は請求者の妻が夫婦二人分をまとめて納付したと主張しているところ、請求者の妻に係る上記被保険者名簿によれば、請求者の妻も請求期間①及び②の国民年金保険料は未納であることが確認できる上、同名簿の備考欄に「60.5.1協力員に納入拒否」の記載が確認できることから、期間は不明であるが昭和60年5月1日時点において請求者の妻は保険料の納付を拒否していた状況がうかがえる。

請求期間①の国民年金保険料について請求者は、自宅に集金に来た者にまとめて納付したと主張しているが、A市は、請求期間①当時同市の職員等が保険料の徴収を行っていたか否かについては記録及び資料が無く不明である旨回答していることから、同市における当時の状況を確認することができない。

請求期間②の国民年金保険料について請求者は、昭和61年3月頃に金融機関でまとめて納付したと主張しているが、当該時点において、請求期間②のうち昭和55年10月から昭和58年12月までの保険料は時効により納付することができないことから、請求期間②の保険料を請求者の主張のとおりまとめて納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、 請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることは できない。 厚生局受付番号 : 東北(受)第1700313号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年4月1日から同年10月1日まで

私は、A社B支社に幹部候補社員として採用され、昭和47年4月1日から同年10月まで勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。入社してすぐに同社の研修所で研修を受け、夏頃には保養所で行われた社員旅行にも参加しており、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、昭和47年4月1日を被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された「47 年6月分採用報告書兼登録コード台帳」によると、請求者は、A社B支社に昭和47年6月12日に入社し、同年11月1日に退社していることが確認できることから、請求者が請求期間の一部期間において同社B支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、請求期間当時の営業職員は試用期間として採用後直ちには社会保険に加入させず、成績に応じて4か月から6か月後に職員に昇格した際に厚生年金保険に加入させていたことから、請求者の厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保管していないものの、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

また、A社B支社において昭和47年4月1日から昭和48年4月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる男性のうち、請求者と同質性がうかがえ所在が確認できた同僚29人に照会したところ、回答が得られた16

人は、いずれも請求者を記憶していないことから請求者の同社B支社における勤務期間を特定することができない上、そのうち9人は厚生年金保険の取扱いについて、入社してから3か月から6か月後に成績によって職員に昇格し、その後に厚生年金保険に加入した旨回答している。

さらに、A社B支社の事業所別被保険者名簿によると、請求者の同社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和47年10月1日となっており、オンライン記録と一致している上、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、同社B支社において、昭和47年10月1日資格取得、同年10月31日離職と記録されており、オンライン記録と符合している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700316号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和59年5月1日から昭和61年10月1日まで 私は、昭和59年5月から昭和61年9月までA社に勤務したが、厚生年金保険 の加入記録が無いので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、 年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において昭和59年6月16日に被保険者資格を取得し、請求期間より後の昭和62年9月11日に離職していることが確認できる上、請求期間当時同社が加入していたB健康保険組合の請求者に係る加入記録によると、請求者の同組合における加入期間は、昭和59年5月16日から昭和61年9月16日までとなっていることが確認できることから、請求者は、請求期間の大部分において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成20年6月*日に破産手続が開始され、平成23年1月*日に破産手続が終結しているため同社が破産した当時の事業主(以下「元事業主」という。)に照会したところ、同社の元事業主は、請求期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっている上、請求期間に係る資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、請求期間を含む昭和59年3月から昭和62年5月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち所在が確認できた13人及び請求者が名

前を挙げた同僚と思われる1人の計14人に照会し、さらに当該照会に対して回答があった者から請求者の同僚として名前が挙がった2人にも照会したところ、回答があった10人のうち4人が請求者を覚えており、そのうち3人が請求者と同じ現場で勤務したとしているが、請求者の同社における勤務形態を特定できる証言は得られなかった。

さらに、前述したB健康保険組合は、請求者が、A社において同組合に加入していた期間の組合員種別は「第二種組合員」であり、「第二種組合員」は日雇労働者である旨回答している上、元事業主及び前述の照会に回答があり請求期間当時事務を担当していたとする者(以下「元事務員」という。)は、請求期間当時、同社の従業員は「一種」の正社員と「二種」の短期労働者に分かれており、「二種」は健康保険及び雇用保険には加入していたが厚生年金保険には加入していなかった旨回答している。

加えて、前述の回答があった元事務員は、厚生年金保険に加入していない現場勤務者が多かった旨回答しており、請求者と同じ現場で勤務したと回答のあった同僚3人のうち2人も当該元事務員と同様の回答をしている上、当該2人は、それぞれ昭和50年又は昭和60年頃にA社に入社したが、当初は厚生年金保険に加入させてもらえず、平成2年になってから厚生年金保険に加入した旨回答している。また、そのうち1人は、請求期間当時は日雇労働者が多く、自身も当初は日雇労働者であったため厚生年金保険に加入していなかったが、正社員になったため厚生年金保険に加入するようになった旨回答している上、前述の回答があった10人のうち複数の者が正社員以外は厚生年金保険に加入していなかった旨回答していることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間を含む 昭和58年11月から昭和62年5月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得 した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。